

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-21)

| | | | | | | |
|--------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策名 | 目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組 | | | | | |
| 施策の概要 | 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 生物多様性国家戦略2010及び生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 2,487,381 | 2,584,518 | 1,347,838 | 1,240,712 |
| | | 補正予算(b) | 1,000,000 | 3,020,000 | △ 18 | |
| | | 繰り越し等(c) | △ 3,000 | 3,000 | | |
| | | 合計(a+b+c) | 3,484,381 | 5,607,518 | 1,347,820 | |
| 執行額(千円) | 3,385,836 | 5,484,724 | 1,281,397 | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 生物多様性国家戦略2010 平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 生物多様性国家戦略2012-2020 平成24年9月28日(閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|--|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 測定指標 | 1 「生物多様性」の認識状況 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 16年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 31年度 |
| | | 30% | - | 36% | - | - | 56% | 75% |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | - |
| | 2 生物多様性地域戦略策定着手済数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 21年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 24年度 |
| | | 6県 | - | - | 20都道府県 | 30都道府県 | 39都道府県 | 47都道府県 |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | - |
| | 3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数] | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 18年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | | 国土の35% | 国土の44% | 国土の50% | 国土の55% | 国土の60% | 国土の64% | 国土の69% |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | - |

| | |
|---------|---|
| 目標の達成状況 | <p>・平成24年度末時点で、生物多様性地域戦略については、39道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の64%の整備が完了した。「生物多様性」の認識状況については、平成24年度の世論調査の結果、56%となっており、2010年の「国際生物多様性年」を契機とした各種活動を通じて、生物多様性の認識は着実に上昇している。このため、すべての測定指標において目標値に近づいている。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)及び生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略の改定を始めとする、生物多様性条約締約国会議の決定事項の実施について、途上国の支援を行うとともに、国際的な議論に積極的に参加して貢献を行ってきており、目標達成に向けた取組が進展している。</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集></p> <p>・平成24年9月に生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定された。</p> <p>・自然環境保全基礎調査において取得された植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データ及びモニタリングサイト1000において取得された高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングしたデータを着実に蓄積し、これらのデータを効果的に活用・発信した。</p> <p>・平成22年5月に公表した「生物多様性総合評価」を踏まえ、生物多様性評価の地図化を実施し、我が国の生物多様性の現状について評価した計49枚の地図を作成した。</p> <p>・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。</p> |
|---------|---|

| | | |
|-------------------|--------------------|--|
| <p>施策に関する評価結果</p> | <p>目標の達成状況</p> | <p><国民への生物多様性に関する普及啓発> ・平成24年度は、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用の取組状況に関する調査に加えて、経済社会における生物多様性の主流化の国際動向に関する情報収集、経済社会における生物多様性の主流化に関するウェブサイト作成を行った。 ・「奄美群島の国立公園指定」及び「全国的なシカ対策」により保全される生物多様性の価値について経済的評価の試行を実施した。 ・生物多様性の経済価値評価に関するウェブサイトを作成し公開した。</p> <p><国際的枠組への参加> ・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行の普及啓発においてリーダーシップを発揮した。 ・ICRI東アジア地域会合を2008年より毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の策定及び実施を主導。国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。 ・国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約科学技術委員会などに積極的に参画することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与した。 ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。 ・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、世界各地で生物多様性国家戦略の改定支援ワークショップの開催等を支援した。 ・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」が発足した(事務局: 国連大学高等研究所)。平成24年3月にはナイロビにおいてパートナーシップ第2回会合を開催した。平成25年6月現在、国、国際機関、団体が構成される合計142団体が加入している。</p> |
| | <p>目標期間終了時点の総括</p> | <p><生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集> 平成24年度は、生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定され、また、植生図の整備についても着実に進んでいる。生物多様性地域戦略策定着手済数については、増大してきているものの、目標には及ばなかったことから、平成24年度に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020においては、目標を「平成32年までに全ての都道府県で生物多様性地域戦略を策定」と変更した。上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・平成22年10月に開催されたCOP10の成果及び平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、生物多様性国家戦略2012-2020に基づく施策を着実に実施していくことにより愛知目標の達成に貢献する。 ・植生図の整備が着実に進んでおり、平成25年度も引き続き整備を進める ・「生物多様性地域戦略策定の手引き」の活用等により、生物多様性地域戦略の策定を推進する。</p> <p><国民への生物多様性に関する普及啓発> 平成24年度は、事業者における取組状況についての情報収集、生物多様性の経済的価値評価、それらの取組により得られた情報等のウェブサイト上での公開等を実施し、世論調査では「生物多様性」の認識状況が56%となるなど、着実に成果をあげている。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・平成24年度調査の結果を活用して業種・業界毎の目標や行動計画の策定等の検討を行うとともに、引き続き国際動向を含めた経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を収集・発信することにより、経済社会における生物多様性の主流化の促進を図る。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及等を推進する。</p> |

| | | |
|--|--------------------|--|
| | <p>目標期間終了時点の総括</p> | <p><国際的枠組みへの参加> 国際的な枠組みへ積極的に参加することにより、地球規模の生物多様性の保全へ貢献している。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・愛知目標や名古屋議定書を始めとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。 ・名古屋議定書については、可能な限り早期の締結を目指して、海外の動向等も踏まえ、名古屋議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討を進めていく。 ・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、海外の動向等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討など、締結に向けた必要な作業を進めていく。 ・引き続きICRIの枠組みを通じ、東アジア地域を中心に国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。 ・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。 ・南極環境保護議定書附属書VIについては、附属書VIが定める義務を履行するために必要な国内措置の検討等、締結に向けた必要な作業を進めていく。</p> |
|--|--------------------|--|

| | |
|------------------------|--|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>・生物多様性国家戦略の改定に当たり、平成23年2月より中央環境審議会自然環境・野生生物部会及びその下に設置した生物多様性国家戦略小委員会をそれぞれ計5回と計13回開催し、学識者の知見を活用した。 ・海洋生物多様性保全戦略策定に当たり、検討会を開催し学識者の知見を活用。</p> |
|------------------------|--|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>・「生物多様性」の認識状況：環境問題に関する世論調査（平成24年6月調査／内閣府大臣官房政府広報室）</p> |
|----------------------------------|---|

| | | | | | |
|--------------|--------------------------|---------------|------------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>自然環境計画課 野生生物課</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>亀澤 玲治 中島 慶二</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成25年6月</p> |
|--------------|--------------------------|---------------|------------------------|-----------------|----------------|